

岩手県立胆沢病院宿日直業務委託仕様書

岩手県立胆沢病院の宿日直業務を委託するにあたり、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 勤務日

宿直 : 毎日 17時から翌日 8時30分まで

日直 : 休日 8時30分から17時まで

※休日とは、土曜日、日曜日、祝日及び病院長の指定する休日とする。

2 委託施設の所在地

岩手県立胆沢病院 岩手県奥州市水沢字龍ヶ馬場61番地

3 業務内容について

別紙「岩手県立胆沢病院宿日直業務委託明細書」のとおり

4 勤務場所

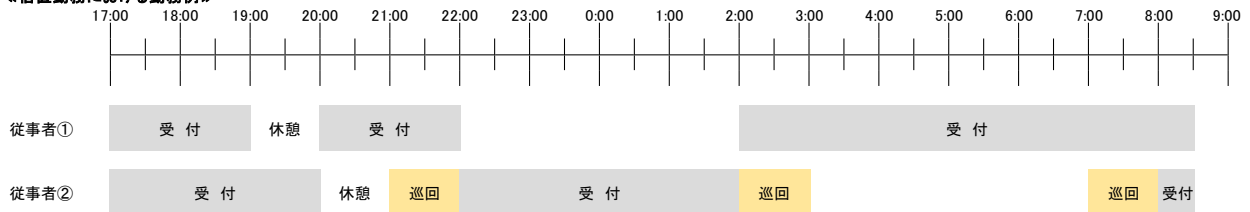
総合カウンター及び警備員室

5 従事する人数

宿直及び日直ともに常時2名以上を配置すること。

また、救急患者の来院により受付が繁忙する時間帯は、総合カウンターで2名以上が従事することとし、1名が定期巡視中は、他の従事者は総合カウンターで従事すること（下図勤務例）。

◀宿直勤務における勤務例▶



6 接遇等について

病院事業の特殊性から接遇については、特に十分留意して業務を行うこと。

- (1) 来院者及び電話の受け答えは、思いやりの気持ちを持って接すること。
- (2) 言葉遣いは、命令調にならないよう、敬語を用い丁寧に話すこと。
- (3) 受付、案内等は、相手方が理解できるよう、丁寧に説明すること。
- (4) 勤務中は制服を着用し、会社名、氏名のわかる名札をつけること。
- (5) 医師、救急隊等からの電話の取り次ぎは、確実且つ迅速に行うこと。
- (6) 来院者及び職員に不快感を与えることのないよう、私語を慎み、言動、身だしなみ等には、十分留意すること。
- (7) 業務をするうえで共有すべき情報がある場合には、漏れなく共有すること。
- (8) 業務上知り得た病院及び患者等の情報は、他に漏らさないこと。

7 従事者名簿の提出

委託業務の着手前に、委託業務に従事させる者の名簿を提出すること。提出後、異動があった場合も同様とする。

8 業務従事者の要件

- (1) 従事者は、業務について相当の訓練を受けた健康な者とする。
- (2) 従事者は、常に臨機に対応できるよう従事すること。
- (3) 防火管理につとめ、非常災害時には、自衛消防隊員としての任務に従事すること。また、病院の行う災害対策訓練に参加すること。
- (4) 岩手県立胆沢病院「院内暴力対応マニュアル」に定める任務に従事すること。
- (5) 院内で開催される研修会へ参加すること。

9 業務内容の徹底

受託者は、従事者に対し、本仕様書の内容を周知させるとともに、業務に必要な知識の習得、接遇について訓練及び指導をすること。

10 事務引継

従事者は、業務開始前に病院より業務に必要な指示及び物品を受け、業務が終了したときは、別紙「岩手県立胆沢病院宿日直業務完了報告書」及び「岩手県立胆沢病院定期巡視確認表」を提出するとともに物品の引き渡しをするものとする。

11 業務従事者の健康管理

従事者の健康管理について、年2回の健康診断を受託者の負担で実施すること。

なお、検査の結果、健康管理上の措置を必要とする者については、病院の衛生管理者の指示に従うこと。

12 その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合、または、本仕様書に記載のない事項については、病院、受託者が協議するものとする。

岩手県立胆沢病院宿日直業務委託明細書

1 業務内容

(1) 院内外の定期巡視

- ① 定期巡視の時間（宿直）21時、2時、7時
（日直）15時

- ② 定期巡視の巡回場所及び経路

別紙「岩手県立胆沢病院定期巡視確認表」及び別紙「岩手県立胆沢病院巡視経路図」のとおり

- ③ 巡視の際の留意点

ア 窓の閉め忘れの施錠、残火の処理、未消灯の消灯及び不審者の有無等を確認し、処理すること。

イ 建物、設備、医療器械、備品等の破損や盗難及び水漏れ等の有無を確認すること。

ウ 1階外来患者用トイレに、具合が悪くなり倒れている者がいないか確認すること。

- ④ 異常の発生時の対応

速やかに事務当直者に報告し、指示を受けること。あわせて、別紙「岩手県立胆沢病院宿日直業務完了報告書」へ詳細に記録して報告すること。

(2) 電話の収受

- ① 確実かつ迅速に行うこと。
- ② 相手に対し思いやりの気持ちを持って丁寧に取り扱うこと。

(3) 患者受付及び病室案内等

- ① 患者受付

新患受付、再来受付及び入院受付

なお、受付方法等については、病院と受託者が協議することとする。

- ② 病室案内等

見舞客等に対する入院患者の病室案内及び施設案内

- ③ 受付及び案内における留意点

ア 来院者に不快感を与えることのないよう、機敏に行動し、言葉遣いは敬語を用い、命令調にならないよう注意すること。

イ 私語は慎むこと。

(4) 火災等非常時の対応

非常発報時は、1名は直ちに現場に駆けつけ、初期消火を行うとともに、中央監視職員と協力して、状態の把握、応急措置等を行い、他の1名は緊急連絡の待機体制を取ること。

(5) 時間外出入り者の監視及び不審者の取り締まり

- ① 総合カウンターまたは警備員室において時間外出入り者を監視すること。
- ② 不審者を発見した場合は、退去通告を行い、なお従わない場合は、速やかに事務当直者へ報告し、警察署への通報を依頼すること。

(6) 不法不良行為等の措置及びその他非常時の対応

- ① 各部門・部署より緊急呼出コール(コードブルーまたはVコール)があった場合には、他の業務を中断してただちに1名は現場に向かい、岩手県立胆沢病院「院内暴力対応マニュアル」に従って行動すること。

なお、上記対応は他のすべてに最優先して即座に行うこと。

- ② 暴力行為等が発生した場合には、現場へ向かい、被害者の安全を確保し、必要に応じて、事務当直者に警察への通報を依頼すること。
- ③ 盗難、事故発生及びその他異常を発見したときは、直ちに、措置をとること。その際、事務当直者等と連絡を密にし、必要に応じて、指示を受けること。

(7) 入院患者等の無断離院の防止

病衣等のまま外出しようとしている者がいる場合には、声をかけ、入院患者等の無断離院の防止に努めること。

なお、無断離院患者がいた場合には、病院の指示にしたがって対応すること。

(8) 患者用寝具等の補充

- ① 定期巡視時に各病棟のリネン棚の寝具等の在庫を確認し、不足している場合は、補充すること。
- ② 病棟から寝具等の補充を依頼された場合は、随時補充すること。

(9) 各出入り口及び外来待合いシャッターの開閉時間（概ね）

- ① 業者出入り口 19時施錠 6時開錠
- ② 職員入り口 22時施錠 7時開錠
- ③ 霊安室及びゴミ置き場出入り口 21時施錠 7時開錠
- ④ 外来待合いシャッター 18時30分施錠 7時開錠
- ⑤ 潜り戸最終退庁者確認後 21時施錠 7時開錠

(10) 各室の施錠確認、ブラインドの開閉、未消灯の消灯及び残火の処理

- ① 定期巡視時に確認すること。
- ② 施錠されている各室はフロアマスターキーで開錠して確認すること。
- ③ 在室者が居る場合は、勤務者の業務の支障にならないよう留意すること。

岩手県立胆沢病院宿日直業務完了報告書

岩手県立胆沢病院長 殿

令和 年 月 日 (曜日) 天気 _____

決 裁 欄	検査員	日直・宿直	
		従事者氏名	印 印
巡回時間		日直医師	宿直医師
1回目	時 分 ~ 時 分		
2回目	時 分 ~ 時 分		
3回目	時 分 ~ 時 分	日直看護師	宿直看護師
点 検 項 目	異常の有無		特 記 事 項
蛍光灯の未消灯、消灯の実施	有 無	無・有 ()	
コンセント、ガス栓の後始末	有 無	無・有 ()	
不審者の有無	有 無	無・有 ()	
窓、扉の未施錠、施錠実施	有 無	無・有 ()	
物品、備品等の状況	有 無	無・有 ()	
建物、設備の異常の有無	有 無	無・有 ()	
拾得物の有無	有 無	無・有 ()	
患者寝具の補充	有 無	無・有 ()	
各出入口、シャッターの施錠・開錠	有 無	無・有 ()	
患者受付、病室案内	有 無	無・有 ()	
外来トイレ	1回目	有 無	無・有 ()
	2回目	有 無	無・有 ()
その他	有 無	無・有 ()	
新 患 再 来 計	名 名 名	呼出 (有 ・ 無) 医師	
計のうち入院 計のうち救急車	名 名	看護師 その他	